

岡山県公報

発行 岡山県



目次

担当課(室)

目次

担当課(室)

【告示】

【公告】

○ 指定居宅サービス事業者等の指定	長寿社会課
○ 河川敷地の公用廃止	河川課
○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請	県民生活交通課
○ ” ” ” ” ”	” ” ” ” ”
○ 一般競争入札の実施	情報政策課
○ 種畜証明書の書換交付	畜産課
○ 土地改良事業の工事完了	耕地課
○ 県営土地改良事業変更計画の縦覧	” ”
○ 土地改良区役員の退任及び就任届	” ”
○ 林業種苗法に基づく生産事業者の登録の失効	治山課
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了	建築指導課
○ ”	”

○ ” ”

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

” ”

◎岡山県告示第三百七十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十九年七月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問看護ステーションなごみの森

2 所在地

岡山県高梁市原田南町一七〇一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人潤真会

2 所在地

岡山県高梁市高倉町大瀬八長二六六三番地の一

三 指定年月日

平成二十九年七月一日

四 介護保険事業所番号

三三六〇九九〇〇二六

五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

◎岡山県告示第三百七十九号

河川工事の施行により、次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により公示する。

その関係図面は、岡山県土木部河川課及び岡山県美作県民局建設部真庭地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 河川の名称

一級河川旭川水系旭川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十九年七月七日

三 廃川敷地等の位置

真庭市蒜山中福田字原ノ前三三五番四及び三三九番四

四 廃川敷地等の種類及び数量

廃川敷地一、八七三・八九平方メートル

〔二七一〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年六月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人玉野つつじねっと

三 代表者の氏名

間庭佳代子

四 主たる事務所の所在地

玉野市迫間二二九一番地五

五 定款に記載された目的

この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある方とご家族に対し、地域生活支援に関する事業を行い、併せて障害のある方と市民とが共生するまちづくりと地域福祉の増進を図ることにより、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

〔二七二〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年六月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東備

三 代表者の氏名

片山 健

四 主たる事務所の所在地

備前市西片上一九三―一

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者が個人の尊厳を保持し、あらゆる社会活動に参加し、自立した生活を地域社会において営むことができるよう福祉サービス事業を実施することにより、社会に寄与する事を目的とするものである。

六 変更する事項

役員に関する事項

〔二七三〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年六月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人未来図

三 代表者の氏名

大野 麻琴

四 主たる事務所の所在地

倉敷市西阿知町三七八番地八 二階

五 定款に記載された目的

この法人は、発達障害児者や知的障害児者の自立的で豊かな生活づくりと、それを支える地域社会に障害児者に関する啓発を行うことにより、地域福祉の増進及び子ども健全な育成に寄与する事を目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

〔二七四〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年六月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人誠道会

三 代表者の氏名

田尻 雅昭

四 主たる事務所の所在地

津山市宮尾一三七九番地

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して介護等の通所福祉サービス及び介護保険法に定める居宅介護支援事業及び地域密着型入所介護事業を、幼児に対して保育のサービスに関する事業を行い、高齢者及び幼児が社会の中で安心して生活できる環境をつくることを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

〔二七五〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年六月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人愛慈園

三 代表者の氏名

池田 純子

四 主たる事務所の所在地

真庭市久世二九五〇番地の一

五 定款に記載された目的

この法人は、共働家で家庭では保育できない乳幼児を預かり、保育を行い、地域と社会の福祉の増進を図るとともに、少子化の問題にも取り組み、広く公益に貢献することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

〔二七六〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年六月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人赤磐子どもNPOセンター

三 代表者の氏名

角南 淳子

四 主たる事務所の所在地

赤磐市町苅田三二四番地

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の中での体験活動と、優れた舞台芸術の鑑賞活動を通して、子どもたちの豊かな成長を図ることを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

〔二七七〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。なお、この入札は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の十の二の規定による総合評価一般競争入札方式により落札者を決定する。

平成二十九年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県公衆無線LAN環境整備推進業務

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び岡山県公衆無線LAN環境整備推進業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 契約期間

契約締結日から県有施設での公衆無線LANサービス提供の開始後5年を経過する日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、岡山県公衆無線LAN環境整備推進業務の履行に係る一切の費用に相当する金額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 入札書の提出の日までに、平成29年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年岡山県告示第52号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格を

いう。)を得ている者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部情報政策課

電話 (086) 226-7264

電子メールアドレス johoh@pref.okayama.lg.jp

(2) 申請書の提出期限

平成29年7月21日（金） 午後4時

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部情報政策課

電話 (086) 226-7265

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

岡山県公報 第11903号 平成29年7月7日

ア 交付期間

平成29年7月7日（金）から同月21日（金）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1) の場所又は岡山県県民生活部情報政策課ホームページ (<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>) から機密保持誓約書を入力し、必要事項を記入の上、

(1) の場所に提出することにより交付する。

(3) 入札書等の提出方法

入札書等の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成29年8月16日（水） 午前10時

ただし、郵送等による場合にあつては、平成29年8月15日（火）午後5時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

開札後、予定価格の範囲内の入札者に限り、提案書説明会を開催し、評価を行う。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等入札説明書で指定する添付書類を平成29年7月21日（金）午後5時まで、4(1)の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

6 落札者決定基準

(1) 入札金額に応じて、次のとおり価格点を与える。（配点900点）

価格点＝900×（1－（入札金額×1.08）／予定価格）

(2) 提出された提案書の内容に応じて、次の評価項目及び評価基準により内容点を与える。(配点1,800点)

評価項目	評価基準	配点
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 想定する問題点，課題等が整理されており，基本方針及び基本的な考え方が本県の目的等と合致している。 	40
本業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 実施する業務の範囲を把握し，受託者の役割及び工程が具体的かつ適切である。 実施スケジュールが具体的かつ適切である。 	80
県有施設での公衆無線LANサービス提供概要	<ul style="list-style-type: none"> 提供するイメージが本県の求めるイメージと合致しており，適切である。 	40
県有施設での公衆無線LANサービス提供に係るアクセスポイント及び認証システムの基本要件	<ul style="list-style-type: none"> 要件に記載する事項が漏れなく実現でき，適切である。 サービス提供方法が記載されており，要件を満たし，具体的かつ適切である。 アクセスポイントの設置拠点，設置台数，設置方法等の設置方針が記載されており，要件を満たし，具体的かつ適切である。 アクセスポイントの追加等を考慮した認証システムの内容が記載されており，要件を満たし，具体的かつ適切である。 	120
県有施設での公衆無線LANサービス提供に係	<ul style="list-style-type: none"> 実施する内容が漏れなく記載されており，要件を満たし，具体的かつ適切である。 	220

<p>るその他の基本要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ポータルサイトの構成，デザイン案，特徴等が記載されており，具体的かつ適切である。 	
<p>県有施設での公衆無線LANサービス提供に係るネットワーク構築要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> 要件に記載する事項が漏れなく実現でき，適切である。 インターネットとの接続回線の内容，数量，提供方法等が記載されており，要件を満たし，具体的かつ適切である。 公衆無線LANサービス提供回線の内容，数量，提供方法等が記載されており，要件を満たし，具体的かつ適切である。 	60
<p>県有施設での公衆無線LANサービス提供に係る認証要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> 要件に記載する事項が漏れなく実現でき，適切である。 認証方法が記載されており，要件を満たし，具体的かつ適切である。 認証連携する方法等が記載されており，要件を満たし，具体的かつ適切である。 利用登録情報の保持の方針が記載されており，要件を満たし，具体的かつ適切である。 	340
<p>県有施設での公衆無線LANサービス提供に係るクラウドサービス要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> クラウドサービスの内容が記載されており，要件を満たし，具体的かつ適切である。 	40
<p>県有施設での公衆無線LANサービス提供に係るセキュリティ要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実施する内容が漏れなく記載されており，要件を満たし，具体的かつ適切である。 	100

<p>県有施設での公衆無線LANサービス提供に係るハードウェア要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> 機器の仕様が漏れなく記載されており，要件を満たし，具体的かつ適切である。 	<p>20</p>
<p>県有施設での公衆無線LANサービス提供に係る災害時の対応要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> 要件に記載する事項が漏れなく実現でき，適切である。 災害時の接続制限開放（災害時モード）の内容が記載されており，要件を満たし，具体的かつ適切である。 実績及び実施した内容が記載されており，要件を満たし，具体的かつ適切である。 災害時に支援可能な内容等，要件以外の内容がある場合，本県にとって有益なものとなっている。 	<p>140</p>
<p>県有施設での公衆無線LANサービス提供に係る運用保守要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実施する内容が漏れなく記載されており，要件を満たし，具体的かつ適切である。 利用者サポートの受付時間及び対応時間が記載されており，具体的かつ適切である。 	<p>80</p>
<p>県有施設での公衆無線LANサービス提供に係る運用保守月次レポート要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> 月次レポートの内容が漏れなく記載されており，要件を満たし，具体的かつ適切である。 	<p>40</p>
<p>ご当地WiFiの周知 ・広報</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実施する内容が漏れなく記載されており，要件を満たし，具体的かつ適切である。 デザイン案，サイズ，特徴等が記載されており，要件を満たし，具体的かつ適切である。 	<p>40</p>

県内の公衆無線LAN整備状況等調査業務	・実施する内容が漏れなく記載されており，要件を満たし，具体的かつ適切である。	80
県内市町村や民間施設に対するご当地WiFiを使用した公衆無線LANの設置促進要件	・実施する内容が漏れなく記載されており，要件を満たし，具体的かつ適切である。	80
他団体における実績	・実績が記載されており，要件を満たし，具体的かつ適切である。	80
ポータルサイト以外の情報配信等	・ご当地WiFiを活用した情報配信等が記載されており，具体的かつ適切である。	40
利用登録情報の提供	・提供する仕組み，考え方及び活用方法が記載されており，具体的かつ適切である。	40
おかやまモバイルSPOT利用者の移行支援	・支援内容及び方法が記載されており，具体的かつ適切である。	40
仕様書に記載のない提案	・仕様書に記載のない提案が具体的かつ適切で，本県にとって有益な提案である。	80

(3) 落札者の決定方法

入札書に記載された入札金額が予定価格を超えていない者のうち，(1)の価格点及び(2)の内容点の合計得点の最も高い入札者を落札者とする。なお，価格点及び内容点の合計得点が最も高い者が2者以上あるときは，内容点の高い者を優先する。

岡山県公報 第11903号 平成29年7月7日

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。
- (3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (4) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札, 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は, 無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) その他
詳細は, 入札説明書による。

8 Summary

- (1) Name and quantity of the service to be procured :
Okayama prefecture public wireless LAN environment improvement promotion
work
- (2) Contract period :
From the day of the conclusion of the contract 5 years after the public
wireless LAN service provision in the prefecture equipped facility
- (3) Fulfillment place :
Specified in the bid explanation form
- (4) Time limit for tender :
10 : 00 AM 16 August, 2017
- (5) Contact point for the notice :
Information policy section, Citizens services department, Okayama
Prefectural Government
2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,

平成29年7月7日 岡山県公報 第11903号

Japan

TEL : (086) 226-7265

（二七八）家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり書換交付した旨の通報を受けた。

平成二十九年七月七日

岡山県知事 伊原 隆 大

種畜証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11454380441	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業団岡山種雄牛センター	岩手県盛岡市下田字柴沢301-5 一般社団法人畜改良事業団盛岡種雄牛センター
10861414497	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業団岡山種雄牛センター	岩手県盛岡市下田字柴沢301-5 一般社団法人畜改良事業団盛岡種雄牛センター
11435410969	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業団岡山種雄牛センター	岩手県盛岡市下田字柴沢301-5 一般社団法人畜改良事業団盛岡種雄牛センター
11459319682	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業団岡山種雄牛センター	岩手県盛岡市下田字柴沢301-5 一般社団法人畜改良事業団盛岡種雄牛センター
11416913434	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業団岡山種雄牛センター	岩手県盛岡市下田字柴沢301-5 一般社団法人畜改良事業団盛岡種雄牛センター
11464111486	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業団岡山種雄牛センター	岩手県盛岡市下田字柴沢301-5 一般社団法人畜改良事業団盛岡種雄牛センター
11375508139	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業団岡山種雄牛センター	岩手県盛岡市下田字柴沢301-5 一般社団法人畜改良事業団盛岡種雄牛センター
11510419870	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業団岡山種雄牛センター	岩手県盛岡市下田字柴沢301-5 一般社団法人畜改良事業団盛岡種雄牛センター
11473820416	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業団岡山種雄牛センター	岩手県盛岡市下田字柴沢301-5 一般社団法人畜改良事業団盛岡種雄牛センター

11416913793	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	岡山県盛岡市下田字柴沢301-5 一般社団法人家畜改良事業団盛岡種雄牛センター
11369520826	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	岡山県盛岡市下田字柴沢301-5 一般社団法人家畜改良事業団盛岡種雄牛センター
11492010355	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	岡山県盛岡市下田字柴沢301-5 一般社団法人家畜改良事業団盛岡種雄牛センター

〔二七九〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があつた。

平成二十九年七月七日

事業主体	地区名	工種	完了年月日
高崎土地改良区	宮下西新開水路	かんがい排水	二九・二・一七
〃	四人新開水路	〃	二九・六・一六

岡山県知事 伊原木 隆 太

〔二八〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備 井原地区）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

平成二十九年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 井原地区）変更計画書

二 縦覧の期間

平成二十九年七月七日から同月二十八日まで

三 縦覧の場所

井原市役所

平成29年7月7日 岡山県公報 第11903号

〔二八一〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

平成二十九年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称		勝間田土地改良区	
退任役員	就任役員	住	所
氏名	氏名	住	所
山下 敏一	山下 正明	勝田郡勝央町勝間田七六	岡八三一
山本 順平	山本 順平	勝田郡勝央町勝間田七六	理 事
水嶋 忠男	水嶋 忠男	東吉田二九一	理 事 監
浅田 剛至	浅田 剛至	小矢田六六五	事 の 別
浅田 修	浅田 修	〃 九三〇	理 事
権田 武志	権田 武志	〃 一二七一	
福井 淳雄	福井 淳雄	畑屋一五九	
山下 行道	山下 徹	〃 一九九一二	
黒藪 太郎	黒藪 太郎	〃 一八二一一	
下山 晶久	〃	岡一二一一	
高山 洋介	下山 繁樹	〃 四六〇	
竜門 雅	野上 務	〃 五二二四	
神尾 泰三	石浦 千昌	黒土七〇六一七	
岸本 佑介	神尾 泰三	〃 三四二	
植月 泰之	岸本 佑介	〃 三〇三	
	植月 三男	〃 五四四	
		勝間田一八七一二	
		平一八九	
		〃 一二四	
		〃 二二九一一	

平成29年7月7日 岡山県公報 第11903号

権田	福島	福島	綱澤
淳	茂	宏毅	景樹
浅田	福島	福島	綱澤
耕正	茂	宏毅	景樹
〃	〃	〃	美作市中尾一四六九一
〃	〃	〃	勝田郡勝央町黒土二九六
〃	東吉田九三五	小矢田七〇〇	〃
八九九			
〃	〃	〃	監事

〔二八二〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、次の生産事業者の登録が失効した。

平成二十九年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

四七三	一八七	登録番号	
市 輝男	内藤 三治	氏名又は 名称	生産事業者
真庭市野川一九五番地	加賀郡吉備中央町上田西二三九 四番地の二三	住所	
種穂の採取 育苗の育成 の 苗木以外の 苗木育成	種穂の採取 育苗の育成 の 苗木以外の 苗木育成	生産事業の 内容	
市輝男苗木 所在地に同 じ	内藤三治苗 畑所在地に 同じ	事業所の 名称及び 所在地	

〔二八三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年七月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字川向一〇七四―四、一〇七四―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市西岡二六五―一コートタウン西岡B―一〇五

矢野 実郎

矢野有基子

三 許可番号

岡山県指令建指第三一号

〔二八四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市立川字下沢五四六一五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

赤磐市上市一〇三上市団地B一―〇号

築山 孝二

三 許可番号

岡山県指令建指第五四号

〔二八五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

備前市香登本字猪原田六三一―一、六三五―一、六三六―一、六三七―一、六三三

―四、六三八―四、六三八―六

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

備前市東片上一二六

備前市長 田原 隆雄

三 許可番号

岡山県指令建指第五八号

〔二八六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十九年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

備前市香登本字猪原田六三一―一、六三五―一、六三六―一、六三七―一、六三三―四、六三八―四、六三八―六

二 公共施設の種別

水路、消防の用に供する貯水施設

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

備前市東片上一二六

備前市長 田原 隆雄

五 許可番号

岡山県指令建指第五八号